

旧松本市立博物館解体工事

N o	図 面 名 称	N o	図 面 名 称	N o	図 面 名 称	N o	図 面 名 称	N o	図 面 名 称
T-00	表紙・図面リスト	A-26	【旧博物館】外部階段詳細図	A-53	【旧博物館】地階解体指示図6（A・B軸組図）	E-01	【既設・撤去】構内配線図	M-01	凡例・撤去衛生器具表
T-01	特記仕様書	A-27	【旧博物館】雑詳細図1	A-54	【旧博物館】地階解体指示図7（C・D軸組図）	E-02	【既設・撤去】受変電設備図	M-02	撤去機器表1
A-01	案内図・現況配置図	A-28	【旧博物館】雑詳細図2	A-55	【旧博物館】柱・大梁・小梁断面表	E-03	【既設・撤去】電灯・コンセント 地階平面図	M-03	撤去機器表2
A-02	仮設計画図	A-29	【旧博物館】雑詳細図3	A-56	【旧博物館】ラーメン配筋詳細図（1）	E-04	【既設・撤去】電灯・コンセント 1階平面図	M-04	＜空気調和設備＞配置図
A-03	解体指示図	A-30	【旧博物館】地階天井伏図	A-57	【旧博物館】ラーメン配筋詳細図（2）	E-05	【既設・撤去】電灯・コンセント 2階平面図	M-05	＜空気調和・自動制御設備＞B階平面図
A-04	解体後指示図	A-31	【旧博物館】1階天井伏図	A-58	【旧博物館】床版・壁断面表	E-06	【既設・撤去】電灯・コンセント R階平面図	M-06	＜空気調和・自動制御設備＞1階平面図
A-05	【旧博物館】外部仕上表	A-32	【旧博物館】2階天井伏図	A-59	【旧博物館】各階段配筋表	E-07	【既設・撤去】動力弱電配線図 地階平面図	M-07	＜空気調和・自動制御設備＞2階平面図
A-06	【旧博物館】内部仕上表	A-33	【旧博物館】建具案内図	A-60	【旧博物館】基礎詳細図（1）	E-08	【既設・撤去】動力弱電配線図 1階平面図	M-08	＜空気調和・自動制御設備＞R階平面図
A-07	【旧博物館】地階平面図	A-34	【旧博物館】鋼製建具表1	A-61	【旧博物館】基礎詳細図（2）	E-09	【既設・撤去】動力弱電配線図 2階平面図	M-09	＜空気調和・自動制御設備＞空調機械室詳細図
A-08	【旧博物館】1階平面図	A-35	【旧博物館】鋼製建具表2	A-62	【旧収蔵庫】（建設当初）平面・立面・展開図・その他	E-10	【既設・撤去】動力弱電配線図 R階平面図	M-10	＜空気調和設備＞空調機械室詳細図
A-09	【旧博物館】2階平面図	A-36	【旧博物館】鋼製建具表3	A-63	【旧収蔵庫】（建設当初）断面詳細図	E-11	【既設・撤去】機械室動力設備図・電灯動力幹線系統図	M-11	＜空気調和設備＞タンク類詳細図
A-10	【旧博物館】R階・PH階平面図	A-37	【旧博物館】木製建具表	A-64	【旧収蔵庫】（建設当初）構造図1	E-12	【既設・撤去】火報報知配線図・系統図R階平面図	M-12	＜衛生設備＞配置・屋外配管図
A-11	【旧博物館】立面図	A-38	【旧博物館】雑詳細図	A-65	【旧収蔵庫】（建設当初）構造図2	E-13	【既設・撤去】火報報知配線図・B階平面図	M-13	＜衛生設備＞B階平面図
A-12	【旧博物館】断面図	A-39	【旧博物館】（エレベーター竣工図）各平面図・正面図・昇降路図	A-66	【旧収蔵庫】（改修時）案内図・求積図・仕上表	E-14	【既設・撤去】火報報知配線図・1階平面図	M-14	＜衛生設備＞1階平面図
A-13	【旧博物館】矩形図1	A-40	【旧博物館】（エレベーター竣工図）龍内図	A-67	【旧収蔵庫】（改修時）1階平面図	E-15	【既設・撤去】火報報知配線図・2階平面図	M-15	＜衛生設備＞2階平面図
A-14	【旧博物館】矩形図2	A-41	【旧博物館】地階備品撤去指示図	A-68	【旧収蔵庫】（改修時）2階平面図	E-16	【既設・撤去】旧博物館地下 受変電設備図	M-16	＜衛生設備＞R階平面図
A-15	【旧博物館】矩形図3	A-42	【旧博物館】1階備品撤去指示図	A-69	【旧収蔵庫】（改修時）矩形図	E-17	【既設・撤去】電灯設備図 1階平面図	M-17	＜衛生・自動制御設備＞空調機械室及び屋外配管詳細図
A-16	【旧博物館】A階段詳細図1	A-43	【旧博物館】2階備品撤去指示図	A-70	【旧収蔵庫】（改修時）階段詳細図	E-18	【既設・撤去】電灯設備図 2階平面図	M-18	＜衛生設備＞沈砂槽詳細図
A-17	【旧博物館】A階段詳細図2	A-44	【旧博物館】現況写真	A-71	【旧収蔵庫】（改修時）展開図1	E-19	【既設・撤去】コンセント幹線動力設備図・1階平面図	M-19	【旧収蔵庫】＜空気調和設備＞配置図・系統図
A-18	【旧博物館】B階段詳細図	A-45	【旧博物館】1階梁伏図	A-72	【旧収蔵庫】（改修時）建具表・天井伏図	E-20	【既設・撤去】コンセント幹線動力設備図・2階平面図	M-20	【旧収蔵庫】＜空気調和設備＞1階平面図
A-19	【旧博物館】便所詳細図	A-46	【旧博物館】2階梁伏図	A-73	【旧収蔵庫】（改修時）構造図・伏図・詳細取合図	E-21	【既設・撤去】照明器具形状図・動力制御盤結線図	M-21	【旧収蔵庫】＜空気調和設備＞2階平面図
A-20	【旧博物館】地階機械室及び暗室廻り詳細図	A-47	【旧博物館】R階梁伏図	A-74	【旧収蔵庫】現況写真	E-22	【既設・撤去】弱電設備図・1階平面図	M-22	【旧収蔵庫】＜空気調和設備＞機械室詳細図
A-21	【旧博物館】1階風除室廻り平面詳細図	A-48	【旧博物館】地下解体指示図1（基礎伏図）			E-23	【既設・撤去】弱電設備図・1階平面図（変更部分）		
A-22	【旧博物館】1階玄関部及び事務室廻り展開図	A-49	【旧博物館】地下解体指示図2（B階床伏図）			E-24	【既設・撤去】弱電設備図・2階平面図		
A-23	【旧博物館】北側玄関廻り平面詳細図及び展開図	A-50	【旧博物館】地下解体指示図3（1・2・E軸組図）			E-25	【既設・撤去】（旧博物館B階改修）幹線・動力・弱電設備図		
A-24	【旧博物館】2階図書研究室・1階特別展示室展開図	A-51	【旧博物館】地下解体指示図4（3・4軸組図）			E-26	【既設・撤去】（旧博物館1階改修）幹線・動力・弱電設備図		
A-25	【旧博物館】2階講堂・会議室廻り詳細図	A-52	【旧博物館】地下解体指示図5（5軸組図）						

■ 建築 使用既存図 ※一部加工

- ・A-03～38：日本民俗資料館新築工事(1966.9)設計図
- ・A-39～40：日本民俗資料館新築工事 エレベーター竣工図
- ・A-45～61：日本民俗資料館新築工事(1966.9)設計図
- ・A-62～65：松本市立博物館収蔵庫新築工事(S35)設計図
- ・A-66～74：松本市立博物館収蔵庫改修工事(S47)設計図

■ 電気 使用既存図 ※一部加工

- ・E-02～15：日本民俗資料館新築電気設備工事(S42.10)竣工図
- ・E-16～26：松本市立博物館収蔵庫改修工事(S47)設計図

■ 機械 使用既存図 ※一部加工

- ・M-04～08：日本民俗資料館衛生及空気調和設備工事(S42.10)竣工図
- ・M-09：日本民俗資料館衛生及空気調和設備工事(S42.10)竣工図
- ：日本民俗資料館新築衛生・空気調和設備工事(S41.9)設計図
- ・M-10：日本民俗資料館衛生及空気調和設備工事(S42.10)竣工図
- ・M-11：日本民俗資料館新築衛生・空気調和設備工事(S41.9)設計図
- ・M-12～16：日本民俗資料館衛生及空気調和設備工事(S42.10)竣工図
- ・M-18：日本民俗資料館新築衛生・空気調和設備工事(S41.9)設計図
- ・M-19～22：松本市立博物館収蔵庫改修工事(S47)設計図



株式会社 伊藤建築設計事務所

松本市公共施設マネジメント課 (松本市教育委員会施設課)					
担当	照査	照査	係長	課長補佐	課長

旧松本市立博物館解体工事 解体工事特記仕様書

I 解体工事概要

1. 工事場所 松本市丸の内 4 番 1 号

2. 敷地面積 (㎡) —

3. 除却対象物 ☒ 建築物 ☒ 工作物 ☒ 建築設備 ☒ 家具等 ☒ 樹木 ☒ その他

除却対象建築物等	構 造	階 数	梁間(㎡)	桁行(㎡)	建築面積(㎡)	延 面 積(㎡)
旧博物館	R C	地上 2 階 + 地下 1 階				3,265.73
旧收藏庫	R C	地上 2 階				178.44

4. 指定部分 ・ 有 ☒ 無

Ⅱ 解体工事仕様

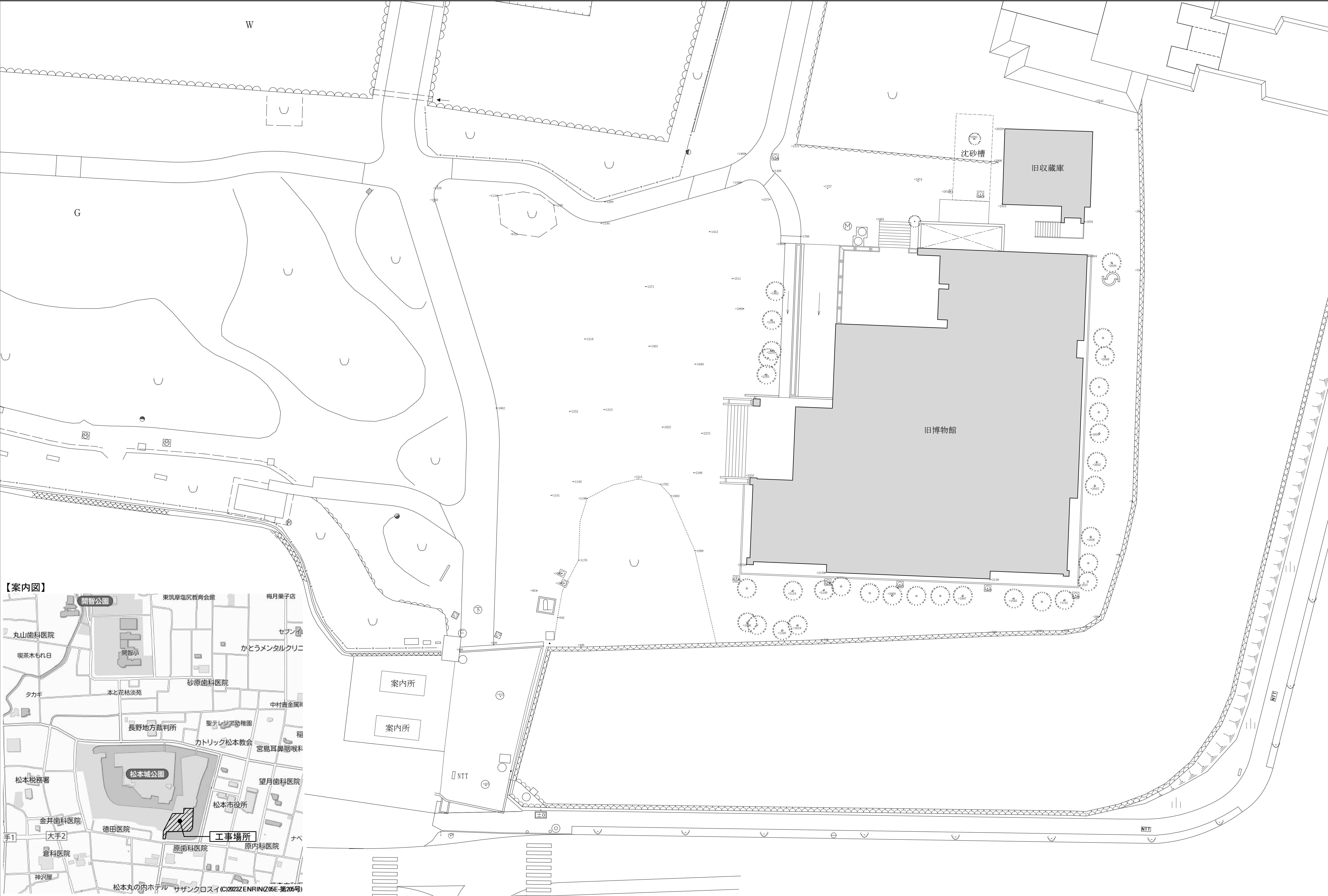
- １．共通仕様**
- (１) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官庁官庁宮繕部監修「建築物解体工事共通仕様書(令和４年版)」(以下、「**解体共仕**」という。)により、解体共に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁宮繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和４年版)」(以下「**標仕**」いう。)及び「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(令和４年度版)」(以下、「**改修標仕**」いう。)による。
- ２．特記仕様**
- (１) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
●印の場合は、※印の付いたものを適用する。
◎印と※印の付いた場合は、共に適用する。
- (３) 特記事項に記載の(. . .)内の表示番号は、解体共仕の当該項目を示す。

章	項 目	特記事項												
1 一般共通事項	①適用基準等	○工事写真の撮り方（改訂第三版）建築編 ○建築物解体工事共通仕様書・同解説 ○公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） ○建設副産物適正処理推進要綱（以下「推進要綱」という。） ○建設工事公衆災害防止対策要綱 建築工事編 ○長野県建設リサイクル推進計画 国土交通省大臣官庁官庁整備部監修 国土交通省大臣官庁官庁整備部監修（令和4年版） 国土交通省大臣官庁官庁整備部監修（令和4年版） 平成10年12月1日建設省経建発第333号 平成5年1月12日建設省経建発第1号												
	②電気保安技術者	※適用する ・適用しない (1.3.3)												
	3. 施工条件明示項目	・ (1.3.5)												
	4. 引渡しを要するもの	※引渡しを要するもの (1.3.10) <table><tr><th>名称</th><th>仕様等</th><th>備考</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	名称	仕様等	備考									
	名称	仕様等	備考											
⑤解体工事施工技士	本工事を適切に施工管理するため、解体工事施工技士の選任等に配慮すること。													
2 仮設工事	① 足場その他	足場を設ける場合、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省平成21年4月）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。 なお、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の（2）手すり設置方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行うこと。												
	② 騒音・粉塵等の対策	騒音・粉塵等の対策 ※防音パネル ・防音シート 設置範囲及び高さ ※（図示 / 仮設計画図 による） <2. 2. 1>												
	③ 監督員事務所	・ 既存建物内の一部を使用する ・ 構内に設置する ○設けない <2. 3. 1>												
	④ 工事用水	構内既存の施設 ※利用できない ○利用できる（※有償 ・無償）												
	⑤ 工事用電力	構内既存の施設 ※利用できない ○利用できる（※有償 ・無償）												
3 解体施工	① 浄化槽、排水槽等	汚水、汚物等の回収、洗浄、消毒等の措置 ○行う ・行わない <3. 2. 1>												
	② 杭の解体	・ 行う ○行わない <3. 9. 2> 杭の解体工法 ・ 引抜き工法 ・ 破砕による解体												
	③ 樹木等	樹木の伐採伐根及び移植 ○行う 「 A－O3図 」による <3. 11. 1>												
	④ 地下埋設物/埋設配管	地下埋設物及び埋設配管の解体 ○行う（外部解体指示図及び設備図による） <3. 12. 1>												
	⑤ 設備機器等	解体事前処理（油類タンク） ○機械設備図による。 ○解体に先立ち、燃料配管、燃料槽、燃料小出槽等に残油がないことを確認する。必要に応じて残油を抜き取り、燃料を土壌に流失させないように注意する。 ○燃料槽、燃料小出槽は、洗浄のうえ中和処理を行う。 解体事前処理（冷媒） ・ 冷媒を屋外機にボンブダウンした後、撤去を行う機器は下記による。 <table><tr><th>図面番号</th><th>記 号</th></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	図面番号	記 号										
図面番号	記 号													

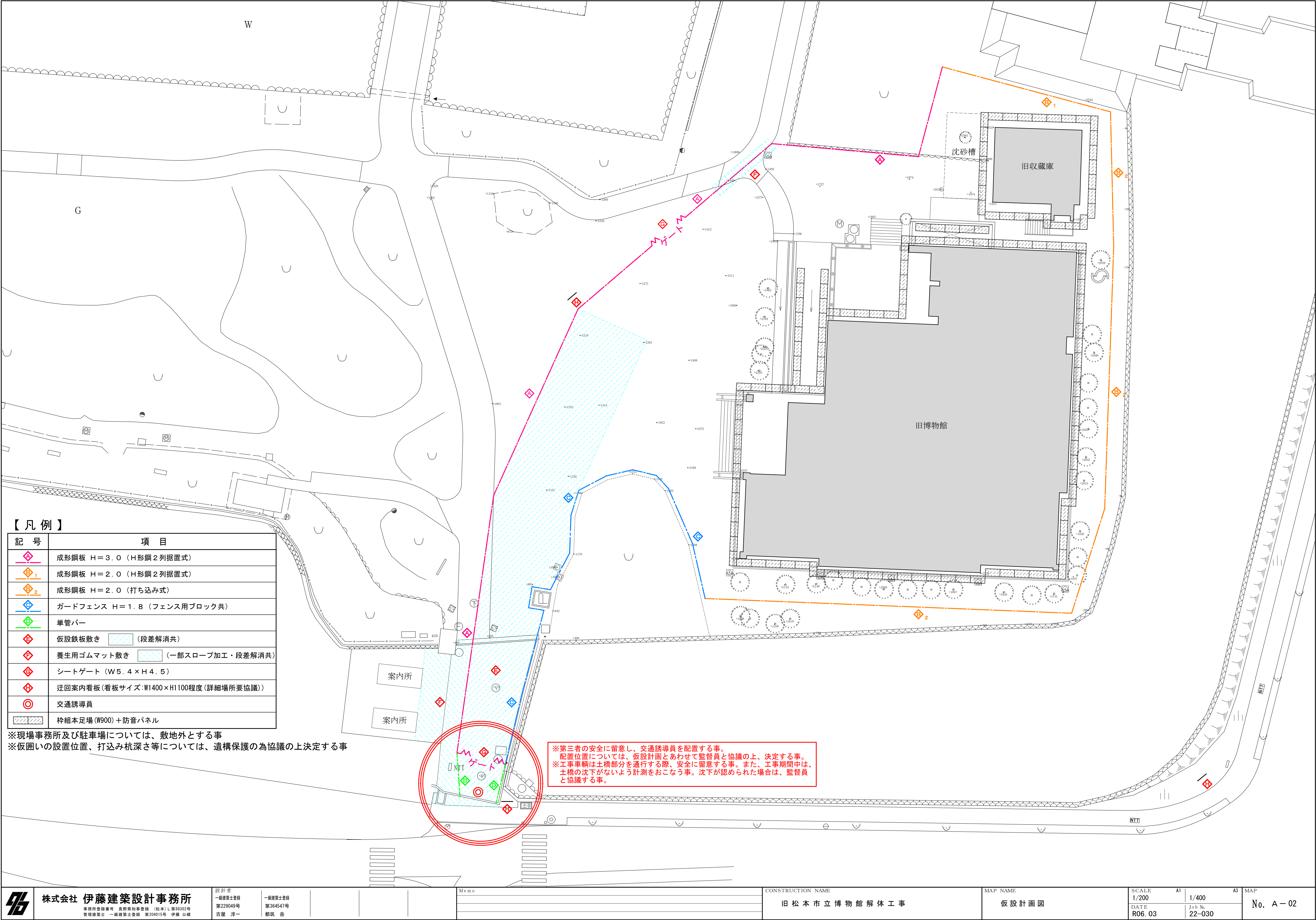
		・冷媒を回収した後撤去を行う機器は下記による。																								
		<table border="1"> <tr> <td>図面番号</td><td>記 号</td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table>	図面番号	記 号																						
図面番号	記 号																									
6	屋外設備等	電柱の撤去 ・行う（ / 図による） ・行わない 外灯の撤去 ・行う（ / 図による） ・行わない																								
⑦	解体後の整地	解体後の埋戻し及び盛土 <3.13.1> ○行う（整地・地均しのみ行う） 整地高さ ・現状G.L. ○行う「解体後指示図」 埋戻し及び盛土の材料 ○山砂の類 ○他現場の建設発生土の中の良質土 ・再生コンクリート砂 埋戻し及び盛土に当たっては、各層30cm程度毎に締め固めること。 ・行わない 表層の砂利敷き ○行わない ○行う（・再生ｸﾞﾗﾝｳﾞﾗﾝ(RC-40)厚さ 60mm ・ｸﾞﾗﾝｳﾞﾗﾝ(C-40)厚さ 60mm ○図示）																								
4	① 一般事項	本工事は「建設副産物情報交換システム」を活用する。 総合施工計画作成時、工事完了時及び登録情報に変更が生じた場合、速やかに当該システムにデータ入力を行う。また、同システムにより工事着手時に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書と工事完了時に同計画書の実施報告書（書式は同一）を作成し、監督職員に提出するものとする。																								
	② 再資源化等	<4.4.1> <table border="1"> <tr> <th>建設廃棄物の種類</th><th>備 考</th></tr> <tr><td>○コンクリート</td><td></td></tr> <tr><td>○コンクリート及び鉄からなる建設資材（PC板、コンクリート平板、コンクリート二次製品）</td><td></td></tr> <tr><td>○木材</td><td></td></tr> <tr><td>・木材（縮減）</td><td></td></tr> <tr><td>・ｱｽﾌﾙﾄｺﾝｸﾘｰﾄ</td><td></td></tr> <tr><td>○塗膜類</td><td></td></tr> <tr><td>・小型二次電池</td><td></td></tr> <tr><td>・蛍光灯ランプ、HIDランプ</td><td></td></tr> <tr><td>・硬質塩化ビニル管、継手</td><td></td></tr> <tr><td>○ガラス</td><td></td></tr> <tr><td> </td><td></td></tr> </table> ※中間処理施設又は再資源化施設等の名称、所在地は現場説明書による	建設廃棄物の種類	備 考	○コンクリート		○コンクリート及び鉄からなる建設資材（PC板、コンクリート平板、コンクリート二次製品）		○木材		・木材（縮減）		・ｱｽﾌﾙﾄｺﾝｸﾘｰﾄ		○塗膜類		・小型二次電池		・蛍光灯ランプ、HIDランプ		・硬質塩化ビニル管、継手		○ガラス			
建設廃棄物の種類	備 考																									
○コンクリート																										
○コンクリート及び鉄からなる建設資材（PC板、コンクリート平板、コンクリート二次製品）																										
○木材																										
・木材（縮減）																										
・ｱｽﾌﾙﾄｺﾝｸﾘｰﾄ																										
○塗膜類																										
・小型二次電池																										
・蛍光灯ランプ、HIDランプ																										
・硬質塩化ビニル管、継手																										
○ガラス																										
	3 再資源化し、現場で利用する建設廃棄物	<4.4.1> <table border="1"> <tr> <th>名 称</th><th>仕 様</th><th>数量</th><th>備 考</th></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>	名 称	仕 様	数量	備 考																				
名 称	仕 様	数量	備 考																							
	4 産業廃棄物広域認定制度の活用	<4.4.2> <table border="1"> <tr> <th>種 類</th><th>備 考</th></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table> ※所在地は現場説明書による	種 類	備 考																						
種 類	備 考																									
	⑤ 最終処分する建設廃棄物	<4.4.3> <table border="1"> <tr> <th>名 称</th><th>仕 様</th><th>数量</th><th>備 考</th></tr> <tr><td>木材類発生材</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>混合廃棄物</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td> </td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td> </td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> ※最終処分施設の名称、所在地は現場説明書による	名 称	仕 様	数量	備 考	木材類発生材				混合廃棄物															
名 称	仕 様	数量	備 考																							
木材類発生材																										
混合廃棄物																										
	⑥ 処理に注意を要する建設廃棄物	<4.5.1> <table border="1"> <tr> <th>廃棄物の種類</th><th>数量</th><th>備 考</th></tr> <tr><td>○石綿含有せっこうボード</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・ひ素・カドミウム含有せっこうボード</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>○上記以外のせっこうボード</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・CCA処理木材</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・</td><td></td><td></td></tr> </table> ※最終処分施設の名称、所在地は現場説明書による	廃棄物の種類	数量	備 考	○石綿含有せっこうボード			・ひ素・カドミウム含有せっこうボード			○上記以外のせっこうボード			・CCA処理木材			・								
廃棄物の種類	数量	備 考																								
○石綿含有せっこうボード																										
・ひ素・カドミウム含有せっこうボード																										
○上記以外のせっこうボード																										
・CCA処理木材																										
・																										
5	① 施工調査	特別管理産業廃棄物の調査を次により行う。 <5.1.2> (1) 特別管理産業廃棄物の使用状況について、設計図書、事前調査報告書及び目視により製造所名、製造年、型式、種類、数量等を調査する。 (2) 特別管理産業廃棄物に応じた、収集運搬業者、処分業者、回収業者、産業廃棄物処理施設、処分条件等を調査する。 (3) 調査結果は調書にまとめ、監督職員に提出する。																								
	② 分析調査	<5.1.2> <table border="1"> <tr> <th>分別調査を行う特別管理産業廃棄物等の種類</th><th>採取する部位・箇所等</th><th>備 考</th></tr> <tr><td> </td><td>部位：・図示 ・ 箇所数： 箇所</td><td></td></tr> <tr><td> </td><td>部位：・図示 ・ 箇所数： 箇所</td><td></td></tr> <tr><td> </td><td>部位：・図示 ・ 箇所数： 箇所</td><td></td></tr> <tr><td> </td><td>部位：・図示 ・ 箇所数： 箇所</td><td></td></tr> </table> ○PCB 含有シーリング分析調査 <5.4.1> ・第一次判定 現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判定する。 ○第二次判定 専門分析機関にてPCB含有量の分析を行う。 ・PCBを含む機器の数量PCBの分析調査 <5.4.1>	分別調査を行う特別管理産業廃棄物等の種類	採取する部位・箇所等	備 考		部位：・図示 ・ 箇所数： 箇所			部位：・図示 ・ 箇所数： 箇所			部位：・図示 ・ 箇所数： 箇所			部位：・図示 ・ 箇所数： 箇所										
分別調査を行う特別管理産業廃棄物等の種類	採取する部位・箇所等	備 考																								
	部位：・図示 ・ 箇所数： 箇所																									
	部位：・図示 ・ 箇所数： 箇所																									
	部位：・図示 ・ 箇所数： 箇所																									
	部位：・図示 ・ 箇所数： 箇所																									

3	特別管理産業廃棄物の処理	③ 絶縁体のPCB含有量の分析調査	・「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の 検討方法（平成4年7月3日厚生省告示第192号）」又は「絶縁油中のポリ塩化ビフェニルの 分析方法規定（電気技術規定JEC1201-1991）」により行う。	<5. 4. 1>																												
		④ ダイオキシンのサンプリング調査	・「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成13年4月25日付基発第401号）」により行う。	<5. 4. 1>																												
		<table><tr><th>特別管理産業廃棄物の種類</th><th>仕様・数量等</th><th>備 考</th></tr><tr><td>⑤ 廃石綿等</td><td></td><td></td></tr><tr><td>⑥ PCBを含む機器類</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ PCB含有シーリング材</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ 廃油</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ 廃酸／廃アルカリ</td><td></td><td></td></tr><tr><td>⑦ ダイオキシン類</td><td>焼却炉・焼道・煙突</td><td></td></tr><tr><td>⑧ 設備配管</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・</td><td></td><td></td></tr></table>			特別管理産業廃棄物の種類	仕様・数量等	備 考	⑤ 廃石綿等			⑥ PCBを含む機器類			・ PCB含有シーリング材			・ 廃油			・ 廃酸／廃アルカリ			⑦ ダイオキシン類	焼却炉・焼道・煙突		⑧ 設備配管			・			
		特別管理産業廃棄物の種類	仕様・数量等	備 考																												
⑤ 廃石綿等																																
⑥ PCBを含む機器類																																
・ PCB含有シーリング材																																
・ 廃油																																
・ 廃酸／廃アルカリ																																
⑦ ダイオキシン類	焼却炉・焼道・煙突																															
⑧ 設備配管																																
・																																
※処理施設の名称、所在地は現場説明書による																																
4	PCBを含む機器類	引渡しを要する機器類		<5. 4. 1>																												
5	PCB含有「シーリング」材	① 含有建材の事前調査を実施（2 検体）		<5. 4. 1>																												
		撤去方法	・ 「標準施工要領書（日本「シーリング」工事業協同組合連合会／日本「シーリング」材工業会）」による。																													
		撤去範囲	※（図示 / 図による）																													
		② ダイオキシン類	廃棄物の焼却施設の解体	<5. 4. 1>																												
解体方法		除去工事に先立ち分析調査（2 検体[ダイオキシン・重金属]）実施 地下機械室 焼却炉及び煙道は区画し、適正に除去 （除去時には、環境測定を実施する事） 煙突部分（地下～屋上）は、ウォータージェット工法にて除去する																														
処分方法																																
6	① アスベスト含有分析調査	施工調査																														
アスベスト含有建材の除去等	2 アスベスト粉じん濃度測定	② アスベスト含有建材の事前調査	工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等によりアスベストを含有している吹き付け材、成形板、建築材料等の使用の有無について調査し、監督職員に報告する。																													
		調査範囲	③ 解体建物（内外共） ・ 図示（ ）																													
		貸与資料（ ）																														
		分析によるアスベスト含有建材の調査																														
		④ 行う（18 検体）※事前調査を基に実施																														
		材 料 名	調査方法（1 材料あたりの試料数：3 サンプル）																													
		※打合せによる	※ 定性分析 ・ 定量分析																													
			※ 定性分析 ・ 定量分析																													
			※ 定性分析 ・ 定量分析																													
			※ 定性分析 ・ 定量分析																													
採取箇所 ※ 図示																																
分析対象		※ アスベスト 6 種類（アモサイト、クリソタイル、クロシドライト、アクチノライト、アンソフィライト、トレモライト）																														
分析方法		※ JIS A 1481-2 「建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第2 部：試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法」又は JIS A 1481-3 「建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第3 部：アスベスト含有率のX線回折定量分析方法」による																														
		※ JIS A 1481 「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による																														
分析結果については、監督職員に提出すること。																																
アスベスト粉じん濃度測定		<6. 1. 4>																														
・ 行う（測定名称及び測定点は下表による）																																
アスベスト粉じん濃度測定は「JIS K3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法－第1 部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。																																
測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。																																
測定箇所 ※図示																																
測定名称		測定時期	測定場所	測定点（各施工箇所ごと）	備 考																											
・ 測定 1		処理作業前	処理作業室内	・（ ）点	－																											
・ 測定 2			施工区画周辺又は敷地境界	・ 4 方向各1 点	－																											
・ 測定 3		処理作業中	処理作業室内	・（ ）点	－																											
・ 測定 4			針状纤维（NF）入口	・（ ）点	空気の流れを確認																											
・ 測定 5			集じん・排気装置の装置の排出口	装置各1 点	除じん装置の性能確認																											
			（処理作業室外の場合）	・（ ）点																												
・ 測定 6			施工区画周辺又は敷地境界	・ 4 方向各1 点	－																											
・ 測定 7		処理作業後（ウレタン養生中）	処理作業室内	・（ ）点	－																											
・ 測定 8			施工区画周辺又は敷地境界	・ 4 方向各1 点	－																											
・ 測定 9		処理作業後（シート撤去後）1 週間以降	処理作業室内	・（ ）点	－																											
・ 測定 10			調査対象室外部の付近	・（ ）点	－																											
アスベスト粉じん濃度測定方法																																
		測定3	測定1, 2, 4, 6, 7, 8	測定9, 10																												
ノズル径φ4mmの直径(mm)		25	25	・																												
試料の吸引流量(l/min)		・ 1	・ 5	・																												
試料の吸引時間(min)		・ 5	・ 120	・																												

		報告書の作成（記録する項目） ア、測定結果 イ、測定時間 ウ、測定位置（測定高さとともに図面上に記載する。） エ、サンプリング条件（メンブレンフィルタ直径、吸引時間、吸引空気量） オ、サンディング方法 カ、顕微鏡視野面積、計数視野数 キ、測定時（各測定場所ごと）天候、温度、湿度、外気の風速及び風向
③	73ベスト含有建材の処理	・アスベスト含有吹付け材の除去 <6.3.2> 又はアスベスト含有保温材等の除去で石綿粉じんを発生する恐れがある場合（損傷、劣化等） 除去対象範囲 ・図示 ・基礎モルタル、吹付パーミキュライト ダックアウト：壁・天井モルタル 除去工法 ※6.3.2による ・ 除去したアスベスト含吹付け材等の飛散防止 ※密封処理（二重袋梱包） ※湿潤化 ※セメント固化 隔離養生に用いたシート、使用した使い捨て保護衣、高性能真空掃除機フィルタ、粉じん機フィルタについても密封処理を行う。 除去したアスベスト含有吹付け材等の処分 ・埋立処分（管理型最終処分場） ・中間処理（溶解施設） ・アスベスト含有保温材の除去（バ・E2） <6.4.1> 除去工法 ※9.1.4(a)による（原形のまま、手ばらしが可能な場合） 除去対象範囲 ・図示 ・水練り保温材 ・9.1.3(b)による（損傷、劣化等で石綿粉じんを発生する恐れがある場合） 除去対象範囲 ・図示 ・ 除去したアスベスト含有保温材等の飛散防止 ※密封処理（二重袋梱包） ※湿潤化 ※セメント固化 除去したアスベスト含有保温材の処分 ・埋立処分（管理型最終処分場） ・中間処理（溶解施設） ○アスベスト含有成形品の除去（バ・E3） <6.5.4> 除去対象範囲 ○図示 ○外部シーリング 作業場の隔離 ・行う ・行わない 除去したアスベスト含有成形品の処分の飛散防止 ○アスベスト含有せっこうボード ※埋立処分（管理型最終処分場） ○アスベスト含有成形品（アスベスト含有せっこうボードを除く） ・埋立処分（安定型最終処分場） ・中間処理（溶解施設）
4	74ラフリートミナフインの処理	除去処理対象物 ・ 除去対象範囲 ・図示 ・ 除去方法 ・図示 ・ 処分 ・埋立処分（安定型最終処分場） ・
7 その他	①工事現場の環境改善について	工事現場のイメージアップ ・仮囲い周辺の美化 ・ 地域住民への情報提供 ・情報掲示板の設置 ・パンフレットの作成 住民に対する災害防止関係 ○現場出入口周辺への誘導員の配備 ○迂回案内看板の設置
	②産業廃棄物の取扱いについて	産業廃棄物処理状況記録及び写真を次のように整備すること。 (i) 搬出された産業廃棄物の処理状況記録 ① 処理の全部又は一部を委託した場合 ア 収集運搬車両ごとの産業廃棄物管理票（以下「マニフスト」という。）A票、B2票、D票及びE票（建Ⅱの場合にはB4票を加える。）の写し、建設廃棄物処理委託契約書の写し並びに搬出解体材の数量集計表 イ 最終処分場の案内図及び処分状況の写真（中間処理にあっては中間処理施設の案内図及び中間処理状況の写真） ② 請負者が自ら処理した場合 ア マニフストに準じた解体材の種類ごとの数量集計表 イ 最終処分場の案内図及び処分状況の写真（中間処理にあっては中間処理施設の案内図及び中間処理状況の写真） ③ 特別管理産業廃棄物の場合 ①又は②に準ずる。ただし産業廃棄物管理票とあるを特別管理産業廃棄物管理票と読み替える。 (ii) 産業廃棄物の再資源化実施状況記録 再生资源利用促進実施書に記載する事項 発生量、搬出先名称、区分、施工条件の内容、搬出先名称、運搬距離、搬出先の種類等 (iii) 写真 ① 工事着手前の現場全景、周辺及び対象建築物等の現況写真 ② 仮設物、安全措置状況及び工程写真（除却作業状況、埋設配管等及び基礎類は入念に撮影すること。） ③ 使用機械類 ④ 産業廃棄物収集運搬車両への積込み時及び積降し時の写真 ⑤ しゅん工時の全景写真（着手時と同一アングルとする。） ⑥ その他監督職員の指示による
3.	騒音、振動調査	調査の有無 ※無 ・有 調査方法については設計図書による。
4.	土壌調査	調査項目 ・土壌調査 ・土壌調査（含有量試験） ・バクテリア抽出調査 ・廃棄物含有調査 土壌汚染に係る環境基準に準拠すること。 調査箇所については設計図書による。
⑤	官公庁その他への届出手続等	(1) 工事の着手、施工、完成にあたり、関係機関への必要な手続等を遅延なく行う。 (2) 前項に規定する届出手続等を行うにあたっては、届出内容についてあらかじめ監督職員に報告する。
⑥	疑義に関する協議等	設計図書に定められた内容に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で、設計図書によることが困難又は都合な場合が生じたときは、監督職員と協議する。
⑦	文化財その他の埋蔵物	工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督職員に報告する。その後の措置については、監督職員の指示に従う。また、当該埋蔵物の発見者としての権利は、法律の定めるところにより、発注者が保有する。
⑧	埋蔵文化財調査	「周知の埋蔵文化財包蔵地」の該当 ○該当する ・該当しない 掘削作業時の教育委員会等の立会い ・有 ・無 埋蔵文化財調査の時期 ・解体工事終了後 ・解体工事中



	株式会社 伊藤建築設計事務所 事務所登録番号 長野県知事登録 (松本) L 第88302号 管理建築士 一般建築士登録 第204015号 伊藤 公輔	設計者 一般建築士登録 第229049号 古屋 淳一	一般建築士登録 第364547号 都筑 岳	M e m o			CONSTRUCTION NAME			MAP NAME			SCALE		A1	A3	MAP No. A-01
							旧 松 本 市 立 博 物 館 解 体 工 事			案内図・現況配置図			1/200		1/400		
													DATE		Job No.		
													R06.03		22-030		



【凡例】

記号	項目
	成形成鋼板 H=3.0 (H形鋼2列据置式)
	成形成鋼板 H=2.0 (H形鋼2列据置式)
	成形成鋼板 H=2.0 (打ち込み式)
	ガードフェンス H=1.8 (フェンス用ブロック共)
	単管パー
	仮設鉄板敷き (段差解消共)
	養生用ゴムマット敷き (一部スロープ加工・段差解消共)
	シートゲート (W5.4×H4.5)
	迂回案内看板(看板サイズ:W1400×H1100程度(詳細場所要協議))
	交通誘導員
	枠組本足場(W900)+防音パネル

※現場事務所及び駐車場については、敷地外とする事
※仮囲いの設置位置、打込み杭深さ等については、遺構保護の為協議の上決定する事

※第三者の安全に留意し、交通誘導員を配置する事。
配置位置については、仮設計画とあわせて監督員と協議の上、決定する事。
※工事車両は土橋部分を通行する際、安全に留意する事。また、工事期間中は、
土橋の沈下がないよう計測をおこなう事。沈下が認められた場合は、監督員
と協議する事。



株式会社 伊藤建築設計事務所
事務所登録番号 長野県知事登録 (松本) L 第88302号
管理建築士 一般建築士登録 第229049号 伊藤 公輔

設計者
一般建築士登録
第229049号
古屋 淳一

一般建築士登録
第364547号
都筑 岳

メモ

CONSTRUCTION NAME

旧松本市立博物館解体工事

MAP NAME

仮設計画図

SCALE

1/200

DATE

R06.03

A1

1/400

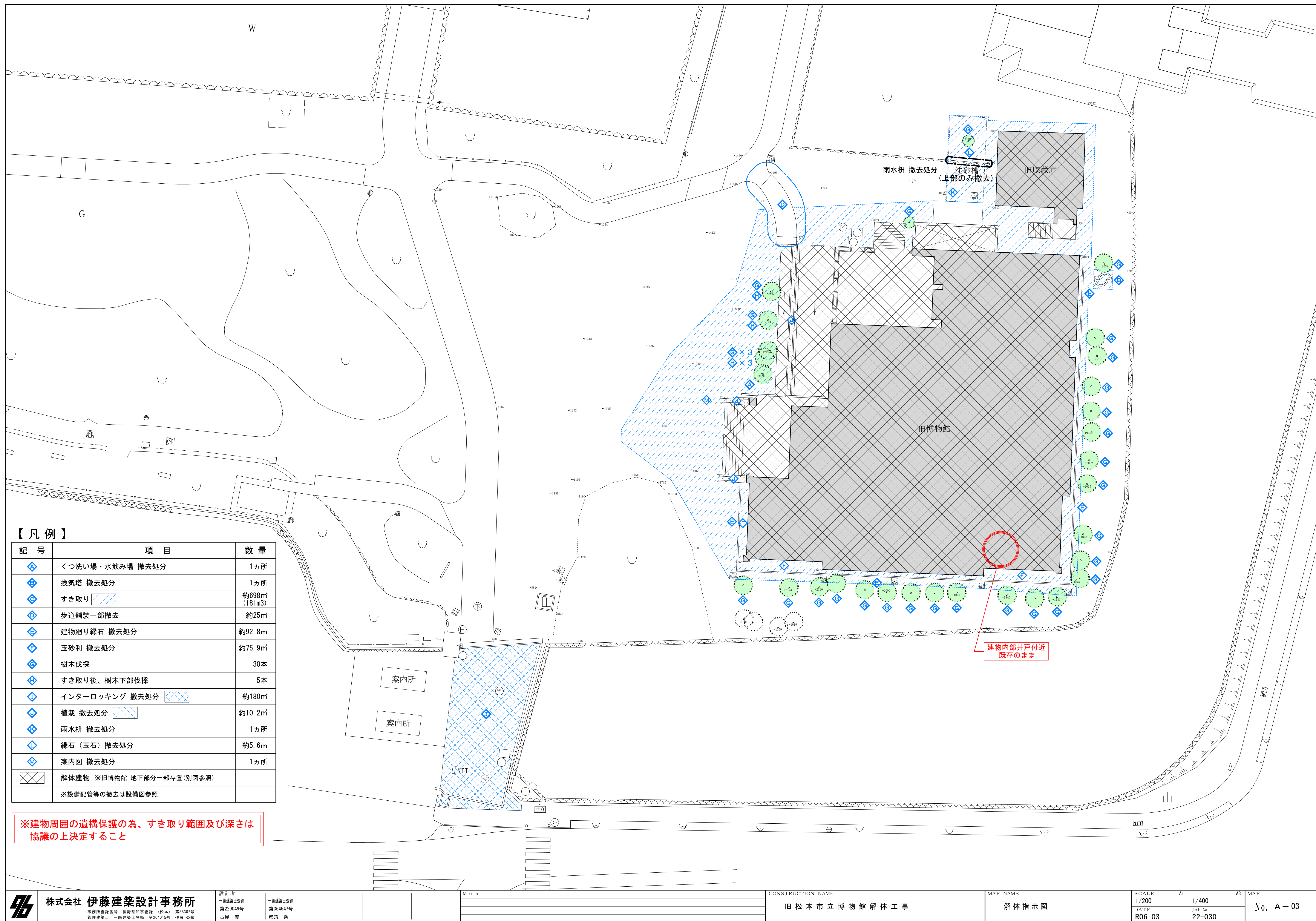
DATE

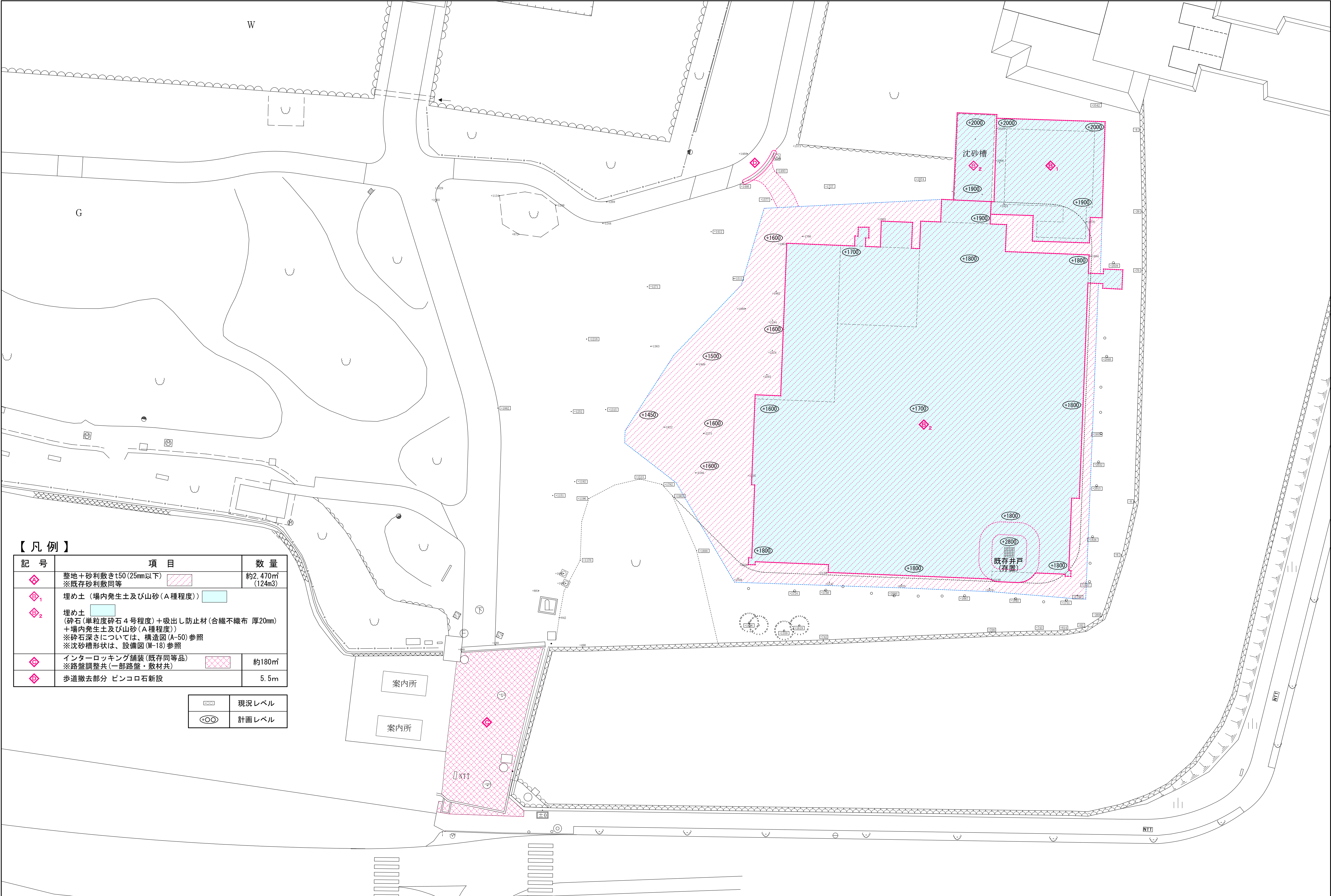
22-030

A3

MAP

No. A-02

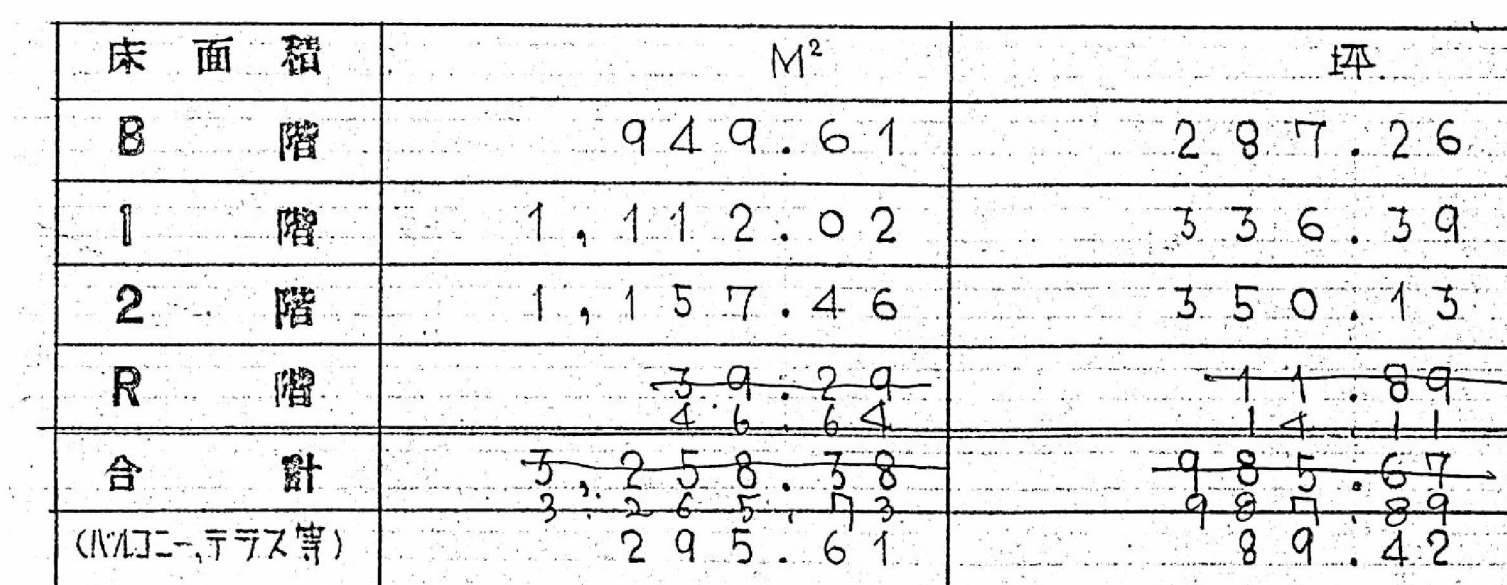




【凡例】

記号	項目	数量
◇	整地＋砂利敷きt50(25mm以下) ※既存砂利敷同等	約2,470㎡ (124m3)
◇ ₁	埋め土（場内発生土及び山砂（A種程度））	
◇ ₂	埋め土 （碎石（単粒度碎石4号程度）＋吸出し防止材（合繊不織布 厚20mm） ＋場内発生土及び山砂（A種程度）） ※碎石深さについては、構造図（A-50）参照 ※沈砂槽形状は、設備図（M-18）参照	
◇	インターロッキング舗装（既存同等品） ※路盤調整共（一部路盤・敷材共）	約180㎡
◇	歩道撤去部分 ピンコロ石新設	5.5m

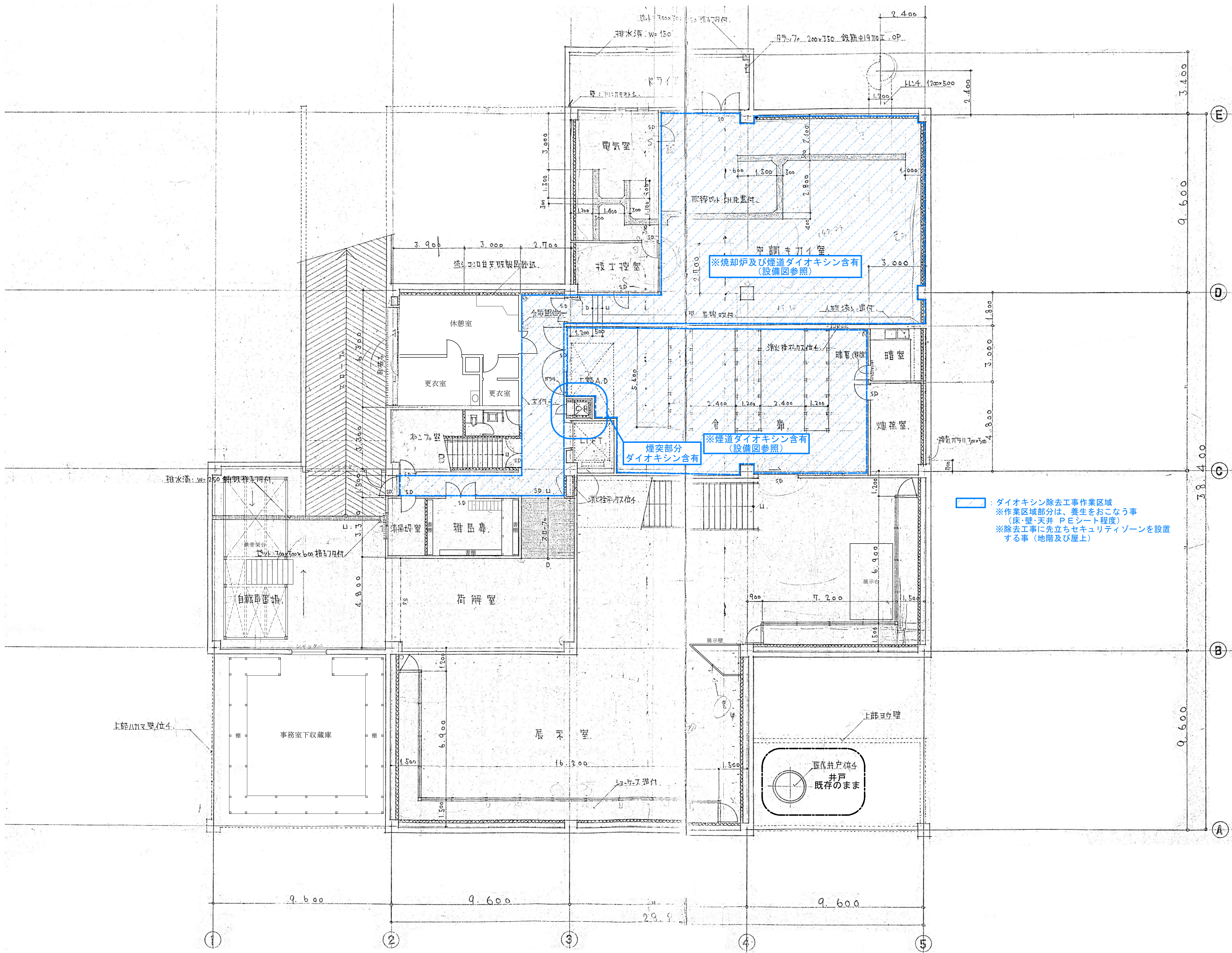
□	現況レベル
○	計画レベル

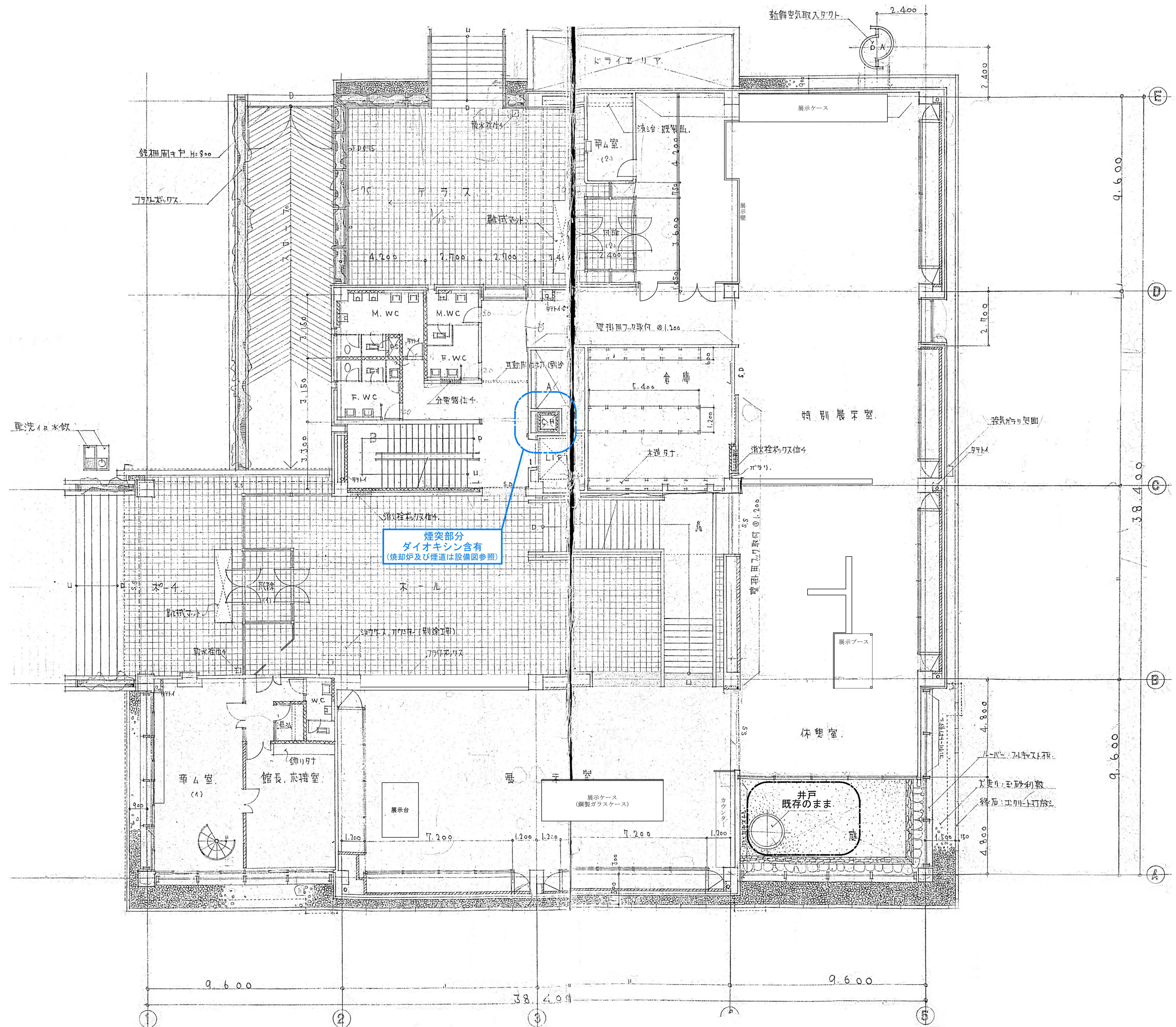


面積表

【凡例】

	: アスベスト含有建材		: アスベスト含有みなし建材
---	-------------	---	----------------





株式会社 伊藤建築設計事務所
事務所登録番号 長野県知事登録 (松本) L 第88302号
管理建築士 一般建築士登録 第204015号 伊藤 公輔

設計者
一般建築士登録
第229049号
古澤 洋一

一般建築士登録
第364547号
都筑 岳

メモ

CONSTRUCTION NAME

旧松本市立博物館解体工事

MAP NAME

【旧博物館】
1階平面図

SCALE
1/100
DATE
R06.03

A1
1/200
Job No.
22-030

MAP

No. A-08